6　法第三十条第九項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号

二　課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

三　課税資産の譲渡等に係る資産の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

四　課税資産の譲渡等に係る税抜価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税抜価額をいう。）又は税込価額（同号に規定する税込価額をいう。）を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

五　消費税額等（法第五十七条の四第一項第五号の規定に準じて計算した金額をいう。）

六　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

7　法第三十条第九項第三号及び第四号に掲げる書類には、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

第五十条第一項中「受領した日」の下に「（同条第九項第二号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、これらの電磁的記録の提供を受けた日）」を加え、「保存しなければ」を「保存（同号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存をいう。以下この項において同じ。）をしなければ」に改め、同項ただし書中「同条第七項」を「法第三十条第七項」に、「保存する」を「保存をする」に改める。

第五十一条第一項中「別表第一第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第五十二条第一項中「同項に規定する」を削り、同条を第五十二条の二とする。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例）

第五十二条　仕入れに係る対価の返還等（法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。次項及び次条第一項において同じ。）につき適格返還請求書（法第五十七条の四第三項に規定する適格返還請求書をいう。以下同じ。）の交付を受け、又は適格返還請求書に記載すべき事項に係る同条第五項に規定する電磁的記録の提供を受けた事業者は、法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該適格返還請求書に記載され、又は当該電磁的記録に記録された法第五十七条の四第三項第五号に掲げる消費税額等（当該適格返還請求書に当該消費税額等の記載がない、又は当該電磁的記録に当該消費税額等の記録がないときは、当該消費税額等として第七十条の十に規定する方法に準じて算出した金額）に百分の七十八を乗じて算出した金額を法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

2　事業者が、仕入れに係る対価の返還等を受けた場合において、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額が他の者から受けた課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうちに軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の占める割合を乗じて計算した金額を、当該軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分の金額として、法第三十二条第一項第一号の規定を適用する。

第五十四条第一項第一号イ中「（法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次項において同じ。）」を削る。

第五十六条第一項第一号中「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を削る。

第五十七条第二項第一号中「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項第二号中「小売業」を「次に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　小売業

ロ　農業（法別表第一第一号に掲げる飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）

ハ　林業（法別表第一第一号に掲げる飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）

ニ　漁業（法別表第一第一号に掲げる飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）

第五十七条第六項中「同項第二号」を「同項第二号イ」に改める。

第五十八条の二を第五十八条の三とする。

第五十八条第一項中「（同項に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。以下この項において同じ。）が第四十九条第四項各号」を「が第七十条の十一各号」に改め、同項第三号中「の内容」を「に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」に改め、同項第四号中「売上げ」を「税率の異なるごとに区分した売上げ」に改め、同条を第五十八条の二とする。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

（売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例）

第五十八条　売上げに係る対価の返還等（法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。次項及び次条第一項において同じ。）につき交付した適格返還請求書の写し又は提供した適格返還請求書に記載すべき事項に係る第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録を同条第六項の規定により保存している場合には、法第三十八条第一項の規定にかかわらず、当該適格返還請求書に記載し、又は当該電磁的記録に記録した法第五十七条の四第三項第五号に掲げる消費税額等に百分の七十八を乗じて算出した金額を、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額とすることができる。

2　法第三十八条第一項に規定する事業者が、売上げに係る対価の返還等を行う場合において、当該売上げに係る対価の返還等の金額が課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該売上げに係る対価の返還等に係る税込価額（同項に規定する税込価額をいう。以下この項及び第六十条において同じ。）に、当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに軽減対象課税資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、当該軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分の金額として、法第三十八条第一項の規定を適用する。

第六十条から第六十二条まで及び第四章の章名を削り、第五十九条の次に次の二条、章名及び一条を加える。

（貸倒れ等により領収をすることができなくなつた金額に軽減対象課税資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第六十条　事業者（法第三十九条第一項に規定する事業者をいう。次項において同じ。）が、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合（以下この項において「貸倒れ等」という。）において、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額が課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る部分と軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に、当該貸倒れ等の対象となつた課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに軽減対象課税資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、当該軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分の金額として、同条第一項の規定を適用する。

2　事業者が、法第三十九条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をした場合において、当該領収をした税込価額が課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る部分と軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をした税込価額に、これらの課税資産の譲渡等の時におけるこれらの課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに当該軽減対象課税資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、領収をした軽減対象課税資産の譲渡等に係る税込価額として、同条第三項の規定を適用する。